世田谷区からのお知らせです

令和5年11月　太子堂五丁目・若林二丁目地区まちづくり通信　第17号です

この通信は、太子堂五丁目・若林二丁目にお住まいのかたと、地区外にお住まいで土地・建物を所有しているかたにお届けしています

世田谷区では、令和がん年度より地区の皆さまと勉強会や意見交換会を重ねながら

地区のまちづくりのルールについて検討してまいりました

このたび、これまで地区の皆さまからいただいた意見等を踏まえ、

令和５年１１月６日に、太子堂五丁目・若林二丁目地区、地区まちづくり計画、を策定しました

地区まちづくり計画の内容については、世田谷区ホームページ又は

このまちづくり通信と合わせて配布するパンフレット等でご確認ください

地区まちづくり計画とは、

世田谷区まちづくり条例に基づく制度で、

その地区の特徴に応じたまちづくりのルールを地区住民等と、区が一緒になって考え

まちづくりの目標、まちづくりに関する必要なルールを定め、

安全で住みやすい快適な環境の市街地を形成することを目的としています

2ページと3ページは、

令和5年8月5日土曜日、及び、8月9日水曜日に開催されました

太子堂五丁目、若林二丁目地区、地区まちづくり計画案、説明会の報告です

説明会で出された主な意見について掲載しています。

詳細はお問い合わせください

4ページは、今後建築行為等の際に必要となる手続きについてです。

地区内で12月６日以降、告示日の30日後、に、新築、建替えなどの建築行為等に工事着手する際は、

工事着手の30日前まで、かつ建築確認申請の前までに世田谷区への届出が必要です。

建築計画を予定している方は、ご留意ください。

お問い合わせは　世田谷区、世田谷総合支所、まちづくり課までご連絡ください

担当は、原、　藤井

電話は、０、３、５、４、３、２、２、８、７、２、です